

業 務 仕 様 書

(適用の範囲及び仕様書の遵守)

第1条 本仕様書は「R2企総管 阿南工業用水道 導水管内部点検調査業務」（以下「本業務」という。）に適用するものとし、本仕様書の内容に疑義を生じた場合は、監督員に仕様の確認を行うものとする。

なお、本業務は設備を構成する各機器の点検、諸測定及び調整を行い、設備の機能を常に最良の状態に維持し、障害発生を未然に防止することを目的とするため、本仕様書に明記なき事項についても、設備の機能上当然必要となる業務は、これを実施するものとする。

(共通仕様書の適用)

第2条 本業務仕様書に記載なき事項については、徳島県県土整備部「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等共通仕様書（国土交通省港湾局編集）」に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

(共通仕様書の変更・追加事項)

第3条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを用いるものとする。

(徳島県HP)：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

(共通仕様書の読み替え)

第4条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と読み替えるものとする。

(ウィークリースタンス)

第5条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。

- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(Web会議)

第6条 本業務は、Web会議の対象業務であり、対面による打合せをWeb会議とすることができる。

2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

3 Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施状況写真を添付するものとする。

(業務委託箇所)

第7条 業務委託箇所は、次のとおりとする。

阿南市柳島町北別当 阿南工業用水道ポンプ所導水管

注) 調査業務箇所は、暗渠内水深：約7m 水温：約9℃

(現地調査期間)

第8条 現地調査は、次の期間で実施することとする。

令和2年12月29日から令和3年1月3日までの内、監督員の指示する3日間とする。

(対象設備)

第9条 本業務の点検対象設備は、次のとおりとする。

(1) 対象設備

ア 導水管

全長：82.1m

口径：φ1,650mm

(業務内容)

第10条 本業務の内容は、次のとおりとする。

1 設計協議

(1) 着手時

業務着手時に、業務内容や詳細について協議を行う。

(2) 中間時（1回）

現地調査終了後、得られた測定結果について協議を行う。

(3) 成果納品時

成果納品時、報告の内容について協議を行う。

2 計画準備

資料収集及び現地調査等を実施し、調査計画を立案する。また、現地調査に必要な資機材等を準備する。

3 現地調査

(1) 調査準備

ア 防護スクリーン点検・増し締め

上流側、下流側防護スクリーンの変形、ナットの緩み等異常を確認する。

イ 追跡調査用マーキング更新

導水管内部の追跡調査用マーキング位置の清掃、マーキングチョークによる更新を行う。

(2) 導水管追跡調査

ア ジョイント部間隙水中写真撮影

更新した追跡調査用マーキング位置に従い、各ジョイント部の測定位置の計測水中写真撮影を行う。

イ ジョイント部間隙計測

更新した追跡調査用マーキング位置に従い、各ジョイント部の測定位置の間隙計測を行う。2.8m、3.6m、4.0m、4.4m、4.8m地点の5箇所は8点計測とし、その他の4mから7.2m地点の13箇所は4点計測とする。

ウ ジョイント部補修箇所状況調査

水中ボンドによる補修実施箇所（2.8m、4.0m、4.4m、6.4m、7.2m地点）の状況調査を行う。

エ 4.0m地点計測・点検

(ア) 拡張リング計測・点検

a 拡張リング部の追跡調査用マーキングに従い、拡張リング測定位置の計測を行う。

b 拡張リングの変形・変動の有無、取付ボルト類の緩みの確認を行う。

(イ) ネオプレンゴム計測・点検

a 拡張リング部の追跡調査用マーキングに従い、ネオプレンゴム測定値の計測を行う。

b ネオプレンゴムの破損及び前回調査時以上の内部への張り出し等の有無を目視により確認する。

オ ジョイント部間隙水中ビデオ撮影
各ジョイント部の水中ビデオ撮影を行う。

カ 堆積物回収

導水管内に堆積した土砂を回収する。(前回H29年度 実績: 3, 500g)

4 健全性評価

今回の調査結果及び前回の調査報告をもとに導水管の健全性評価を行う。

(諸法令の遵守)

第11条 受注者は、本業務の履行にあたり、次の各号に掲げる関係法令及び業務に関する諸法令を遵守するものとし、その運営及び適用は、受注者の負担と責任において行うものとする。

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 電気設備技術基準
- (3) その他関係法令等

(規格)

第12条 本業務の点検、測定にあたっては、次の各号に掲げる規格を適用するものとする。ただし、監督員が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 日本産業規格 (JIS)
- (2) 電気学会電気規格調査会標準規格 (JEC)
- (3) 日本電機工業会規格 (JEM)
- (4) その他関係規格、基準等

(提出図書)

第13条 受注者は、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」に基づいて作成した成果品(正・副2部)を提出する。また、次に掲げる図書については電子データによる提出を基本とするほか、紙媒体により指定期日までに指定部数を提出しなければならない。

- | | | |
|----------------|-------------|-----------------|
| (1) 業務計画書 | 契約後7日以内に | 1部 |
| ア 業務概要 | イ 実施方針 | |
| ウ 作業方法 | エ 工程表 | |
| オ 業務組織計画 | カ 主要機械器具 | |
| キ 使用する主な図書及び基準 | ク 打合せ計画 | |
| ケ その他 | | |
| (2) 業務成果報告書 | 業務完了検査請求日まで | (完了検査用1部を含む) 3部 |
| (3) 業務写真 | 〃 | 3部 |
| (4) 監督員が指示する図書 | | 必要部数 |

(その他)

- 第14条 本業務に必要な点検器具及び工具類は、受注者の負担と責任において準備しなければならない。
- 2 本業務にあたり、軽微な修理部品については受注者の負担とする。
 - 3 本業務は、受注者の責任において発注者の業務に支障のないよう行わなければならない。
 - 4 受注者は、本業務の工程表作成に際し監督員と協議の上決定するものとする。
 - 5 受注者は、本業務実施に際し監督員立会あるいは了解のもと作業を行わなければならない。
 - 6 本業務に起因する故障が発生した場合は、受注者の責任と費用負担によって復旧処理しなければならない。
 - 7 本業務実施中に故意又は過失によって他の設備及び第三者に損害を与えた場合は、すべて受注者の責任により補償しなければならない。
 - 8 本業務により不良箇所が発見された場合、受注者は速やかに監督員に報告し、その処置について協議するものとする。ただし、軽微なものについては受注者の負担にて補修するものとする。
 - 9 土砂等の撤去物については、監督員が指示する場所に集めておくものとする。

(業務の完了)

第15条 業務終了後、発注者の行う業務完了検査の合格をもって業務の完了とする。